

**門真市測量・建設コンサルタント等入札及び見積参加資格審査申請書
提出要領（追加受付）**

門真市（上下水道事業含む。以下同じ。）が発注する令和８年度の測量・建設コンサルタント等の業務委託契約に係る入札及び見積合せに参加を希望する業者は、本要領により申請書を提出してください。

なお、令和７年度に既に登録している業者は、業種又は部門の追加が無ければ、再度申請書を提出する必要はありません。

※ 門真市及び門真市上下水道事業の入札参加資格審査申請を一括して受け付けますので、重複して申請する必要はありません。（申請書類送付先にご注意下さい。）

１ 申請に必要な資格

次の(1)～(4)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又

は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。

- (5) 次の各国税を滞納しておらず、かつ、証明書が提出できる者であること。

- ・ 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税(税務署発行 その3の3)
- ・ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税(税務署発行 その3の2)

市内業者又は準市内業者にあつては、市税を滞納しておらず、かつ、調査に関する同意書を提出できる者であること。

※門真市役所にて証明書の発行を受ける必要はありません。

- (6) 測量業務

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている者であること。

- (7) 建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている者であること。

- (8) 建築士事務所

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている者であること。

- (9) 地質調査業務

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている者であること。

- (10) 補償コンサルタント

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている者であること。

- (11) 不動産鑑定士

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている者であること。

- (12) 土地家屋調査士

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている者であること。（土地家屋調査士に申請できるのは、個人事業を営む土地家屋調査士、土地家屋調査士法人及び公共嘱託土地家屋調査士協会に限ります。）

- (13) 司法書士

司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている者であること。

(14) その他申請に係る営業

法令上免許、許可または登録を要するときは、当該免許、許可または登録を受けている者であること。

2 申請の注意点

(1) 業者登録番号

新規申請業者は、審査終了後に新しい登録番号を令和8年4月1日に本市ホームページにてお知らせします（詳細は10(5)参照）。

なお、令和元年度以降に付番された業者登録番号をお持ちの業者は、既存の番号にて今回の参加資格審査申請を行って下さい。

(2) ICカードの利用者登録

今回、申請される業者は、既存の登録の有無にかかわらず、様式第5号にパスワードを記入してください。提出されたパスワードを令和8年度の電子入札用パスワードとして取り扱います。

また、ICカードの利用者登録を行っていない業者においては、令和8年4月1日以降にICカードの利用者登録を行ってください。なお、ICカードの利用者登録を既に済ませている業者は、利用者登録は不要です。

※ICカードの利用者登録がされていない場合は、総務課・経営総務課発注の入札に参加することはできません。

3 申請業種又は部門

申請できる業種又は部門は、次のとおりです。

なお、登録できる業種又は部門の数は、「20」までとします。また、入札等の指名の際の参考として、登録する業種又は部門の中で入札等への参加の希望順位の調査を行っております。様式第5号「コンサル業者調書」に登録する業種又は部門の欄に「○」及び希望順位を記入して下さい。

※ 計量証明事業者は「一般委託・物品等」での申請をして下さい。

(1) 測量業務（3業種）

①測量一般、②航空測量、③GIS（地理情報システム）

(2) 建築士事務所（3業種）

①建築一般、②建築設備設計、③耐震診断

(3) 建設コンサルタント（21部門）

建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄で定める部門に登録していること。

※①河川・砂防及び海岸海洋、②港湾及び空港、③電力土木、④道路、⑤鉄道、⑥上

水道及び工業用水道、⑦下水道、⑧農業土木、⑨森林土木、⑩水産土木、⑪廃棄物、⑫造園、⑬都市計画及び地方計画、⑭地質、⑮土質及び基礎、⑯鋼構造及びコンクリート、⑰トンネル、⑱施工計画・施工設備及び積算、⑲建設環境、⑳機械、㉑電気電子

- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント
- (6) 不動産鑑定業務
- (7) 土地家屋調査士
- (8) 司法書士

4 申請期間

令和7年10月1日から同年11月30日まで（当日消印有効）

5 書類配布方法

下記 URL よりダウンロードすること。

市政情報>入札・契約>令和8(2026)年度の入札参加資格審査申請(市役所および上下水道事業)

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/soshiki/somu/6/2/2/2/13469.html>

6 申請方法

次の(1)及び(2)の手続きが必要です。

(1) 申請書類の郵送

門真市業者登録受付システムにおいて入力した必要事項を印刷したものを含む。

(2) 門真市業者登録受付システムへの登録

申請には門真市業者登録受付システムへの登録が必要になります。一時保存の状態で終わらせずに、必ず登録完了までの手続きを行ってください。

(https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0223&BUKYOKU_NO=01)

7 有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（令和8年度）

8 提出書類

別紙「提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）」のとおり

9 発注

本市では、現在、建設工事に係る測量・建設コンサルタント等の業務委託の入札案件につきましては、原則として毎月第2・第4水曜日に下記URLにて入札参加者を募り、原則として電子入札システムによる入札を行っております（発注案件が無い場合もあり

ます。)ので、入札案件をご確認の上、入札に参加されますようお願いいたします。

市政情報>入札・契約>発注案件情報（電子入札）

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/5470.html>

10 その他

- (1) 申請期間後の申請は一切受付致しません。
- (2) 申請書類の内容に不備がある場合や不足書類がある場合は、受付致しません。
- (3) 申請書類の内容は事実に沿って記載して下さい。記載内容が事実と異なる場合又は虚偽の申請等不正な行為をした場合、入札参加資格を取り消す場合や入札に参加できない場合があります。
- (4) 提出する証明書類は、申請時3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- (5) 審査結果は令和8年4月1日に本市ホームページにて令和8年（2026年）度入札参加資格者名簿の公表を行うことで通知に代えさせていただきます。

なお、名簿は次のア～ウのとおり公表し、また情報公開請求があった場合は、門真市情報公開条例に基づき公開をすることとなりますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

ア 公表内容

業者番号、業者名、所在地及び電話番号

イ 公表期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 公表方法及び場所

本市ホームページに掲載するとともに、庁舎内の情報コーナー及び泉町浄水場庁舎内ロビーにおいて、閲覧に供します。

- (6) 申請後、次に掲げる事項に変更がある場合、速やかにその旨を記載した変更届に必要な添付書類を添えて届け出てください。（郵送可）

なお、登録する業種又は部門の追加、希望業種順位の年度途中での変更は、認めません。次年度の入札参加資格審査申請の際に改めて申請を行ってください。詳しくは、本市ホームページの下記URLをご確認ください。

市政情報> 入札・契約>入札参加資格関係>入札参加資格申請の届出内容の変更について

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatatu/24972.html>

ア 申請者又は受任者（以下「申請者等」という。）の商号又は名称

イ 申請者等の役職又は氏名

ウ 申請者等の所在地、電話番号、ファックス番号又はメールアドレス

※ 電子メール等にて見積依頼通知や指名競争入札通知等を行うことがあるため、営業担当者等個人のメールアドレス又は電話番号で登録を行う場合、担当者変更の際の変更届の提出は遺漏のないようお願いします。

エ 申請者の印又は受任者の使用印

オ 申請者が法人の場合、その資本金

カ 申請者等の登録又は許認可の状況

キ 会社の合併、分割、事業譲渡又は本市入札参加資格の取下げ

※ 詳しくは本市ホームページの下記URLを参考にしてください。

市政情報>入札・契約>入札参加資格関係>合併・事業譲渡・会社分割の届出、入札参加資格の取下届出

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatu/16116.html>

(7) 申請後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

イ 営業停止命令を受けたとき。

ウ 破産者で復権を得ない者となったとき。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを行ったとき、更正手続開始の決定があったとき及び更正計画の認可がなされたとき。

(8) 既に登録をしている業者で、今回、登録している業種又は部門の追加、変更がある場合は、様式第1号「門真市入札並びに見積参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」の右上の業種又は部門変更（追加）の欄に○を付けた上で、「提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）」に従って必要書類を添えて、4の申請期間内に郵送で提出して下さい。その場合、同表の2～6、9、11、13、14の書類は提出不要です。

(9) 同一の代表者で2つ以上の申請がある場合は、そのうち1つのみを受け付けします。（代表者が同一である業者は、重複登録できません。）

(10) 市内、準市内、市外業者の区分は次のとおりです。

ア 市内業者（本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在

地が本市の区域内にある者)

イ 準市内業者（本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者）

ウ 市外業者（市内業者及び準市内業者を除いた者）

11 郵送先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市環境水道部経営総務課

メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp

12 問い合わせ方法

※申請期間中は、原則上記メールアドレスにてお問合せをお願いします。

※件名を「コンサルタント参加資格」としてください。